

サステナビリティ基本方針

当社は、持続可能で責任あるビジネス運営を実現するため、RBA（レスポンシブル・ビジネス・アライアンス）行動規範に基づく方針を策定しました。この方針は、労働者の権利を尊重し、安全で健康的な労働環境を提供することを目的としています。また、環境保護と倫理的なビジネス慣行を推進し、すべてのステークホルダーに対して透明性と誠実さを持って対応します。

当社は、以下の基本原則に基づき、労働、安全衛生、環境、倫理に関する方針を実施します。

I. 労働者の権利の尊重

すべての労働者が公平に扱われ、尊厳を持って働ける環境を提供します。

II. 安全で健康的な労働環境の提供

労働者の安全と健康を最優先に考え、適切な安全衛生対策を講じます。

III. 環境保護の推進

環境への影響を最小限に抑え、持続可能な資源利用を推進します。

IV. 倫理的なビジネス慣行

誠実で透明性のあるビジネス運営を行い、不正行為を排除します。

V. 管理システムの構築

RBA 行動規範を遵守し、継続的改善を促進します。

当社は、これらの方針を通じて、持続可能で責任あるビジネス運営を実現し、社会に貢献してまいります。

令和6年10月1日

松浦通運株式会社
代表取締役社長 馬渡雅敏

サステナビリティ行動指針

令和6年10月1日

I. 労働・人権に関する方針

すべての労働者が公平に扱われ、尊厳を持って働ける環境を提供します。

1. 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であり、強制労働や人身売買による労働は一切認めません。

2. 若年労働者

児童労働を禁止し、18歳未満の労働者には安全で適切な労働環境を提供します。

3. 労働時間

労働時間は法令に従い、週60時間を超えないように管理します。

4. 賃金および福利厚生

労働者に適正な賃金を支払い、法定の福利厚生を提供します。賃金からの不当な控除は行いません。

5. 差別の排除

国籍、性別、宗教、年齢、性的指向などによる差別を一切行わず、すべての労働者を公平に扱います。

6. ハラスメントの禁止

すべての形態のハラスメントを禁止し、労働者が尊厳を持って働ける環境を提供します。

7. 結社の自由

労働者が自由に組合を結成し、団体交渉を行う権利を尊重します。

II. 安全衛生に関する方針

労働者の安全と健康を最優先に考え、適切な安全衛生対策を講じます。

1. 労働安全衛生

従業員の安全と健康を守るため、職場の安全対策を徹底します。

2. 緊急時への備え

緊急事態に備えた計画を作成し、定期的に訓練を行います。

3. 労働災害および疾病

労働災害や疾病を防ぐための対策を講じ、発生時には迅速に対応します。

4. 産業衛生

作業環境の衛生を保ち、有害物質の管理を行います。

5. 身体に負荷のかかる作業

身体に負担のかかる作業を軽減するための対策を実施します。

6. 機械の安全対策

機械設備の安全性を確保し、定期的な点検とメンテナンスを行います。

7. 衛生設備の整備

衛生的な設備を整え、従業員が快適に利用できる環境を提供します。

8. 安全衛生に関する連絡

安全衛生に関する教育や情報を従業員に提供し、意見や提案を受け入れます。

Ⅲ. 環境に関する方針

環境への影響を最小限に抑え、持続可能な資源利用を推進します。

1. 環境許可と報告
必要な環境許可を取得し、法令に基づく報告を適時に行います。
2. 汚染防止と資源保護
汚染を防止し、天然資源の効率的な利用を推進します。
3. 有害物質
有害物質の使用を最小限に抑え、安全に管理します。
4. 固形廃棄物
固形廃棄物を適切に処理し、リサイクルを促進します。
5. 大気への排出
大気への有害物質の排出を最小限に抑えます。
6. 資材の制限
資材に関して適用される法律や規制を遵守します。
7. 水の管理
水資源を保護し、汚染を防止します。
8. エネルギー消費と温室効果ガスの排出
エネルギーの効率的な利用を推進し、温室効果ガスの排出を削減します。

Ⅳ. 倫理に関する方針

誠実で透明性のあるビジネス運営を行い、不正行為を排除します。

1. 誠実なビジネス運営
すべてのビジネス活動において誠実さを保ち、不正行為を行いません。
2. 不適切な利益の排除
贈収賄やその他の不適切な利益供与を禁止します。
3. 情報の開示
企業活動に関する情報を法規制に基づき開示します。
4. 知的財産
自社および他社の知的財産権を尊重し、保護します。
5. 公正なビジネス、広告、および競争
公正な競争を促進し、不正な取引や広告を行いません。
6. 身元の保護と報復の禁止
内部告発者を保護し、報復行為を禁止します。
7. プライバシー
顧客や従業員の個人情報を適切に管理し、保護します。

V. 管理システムに関する方針

RBA 行動規範を遵守し、継続的改善を促進します。

1. 企業のコミットメント
企業の経営層が RBA 行動規範へのコミットメントを明確にし、全従業員に対してその重要性を伝えます。
2. 経営者の説明責任と責任
企業の責任者を明確にし、説明責任を果たします。
3. 法的要件および顧客の要件
関連法令や顧客の要求事項を適時見直し理解に努めます。
4. リスク評価とリスク管理
労働環境、安全衛生、環境保護、ビジネス倫理に関するリスクを評価し、適切な管理策を講じます。
5. 改善目標
社会と環境面の実績を向上するための活動目標を設定し、定期的に評価を実施します。
6. トレーニングと教育
従業員に対して、RBA 行動規範に関するトレーニングを実施し、規範の内容とその重要性を理解させます。
7. コミュニケーション
社内外のステークホルダーに対して、RBA 行動規範に基づく取り組みを積極的にコミュニケーションします。
8. 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス
労働者、その代表者、およびその他のステークホルダーとの継続的な双方向コミュニケーションのためのプロセスを確立します。
9. 監査および評価
内部監査を定期的に行い、RBA 行動規範の遵守状況を評価します。必要に応じて是正措置を講じ、継続的な改善を図ります。
10. 是正措置プロセス
社内外の評価や調査、審査によって特定された不備、不適合に対し適切に是正します。
11. 文書化と記録
法令遵守と要求事項への適合状況の記録及び文書化を行います。